

島根県連合会区漁業調整委委員会事務局だより

第 13 期第 1 回島根県連合海区漁業調整委員会が、平成 23 年 5 月 24 日（火）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について協議等が行われました。

1. 会長及び会長職務代理の互選について（協議）

会長は隠岐海区の小中会長、会長職務代理者は島根海区の岸会長が選出されました。

島根県連合海区の委員構成

会長	小中竹雄（隠岐海区）	会長職務代理者	岸 宏（島根海区）
	吉田篤司（ 同上 ）		松本美夫（ 同上 ）
	葛西清秀（ 同上 ）		吉原幸則（ 同上 ）
	仁田 収（ 同上 ）		曾田利行（ 同上 ）
	濱田利長（ 同上 ）		團野 清（ 同上 ）

2. 島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業は除く）の操業に関する委員会指示について

平成 23 年 5 月 31 日をもって期間が満了するこの委員会指示の継続について島根県から協議がありました。

平成 14 年に承認制が始まり、大きなトラブルもなく、効果も認められることから引き続き 3 年間指示を継続することになりました。4 度目の更新となります。

委員から出された主な意見

★山口県境付近で小底とのトラブルはないのか。

（事務局）皆無ではないが、両業者間でトラブル時の解決策は確立している。

★根拠地港以外で水揚げがされているが。

（事務局）根拠地港は所在を明確にするために限定。水揚げは限定していない。

〔承認の主な内容〕

- ① 対象漁船 5 トン以上の動力漁船
- ② 承認期間 県外船 1 年間 県内船 3 年間
- ③ 禁止区域 5～10 トン → 3000m 以内又は共同漁業権内（県外船）
10 トン以上 → 3 海里（隠岐は 2 海里）
- ④ 同時入漁隻数

	6 月～9 月	10 月～1 月	2 月～5 月
島根海区	14 隻	15 隻	5 隻
隠岐海区	0 隻	0 隻	18 隻

3. 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）

平成 23 年 5 月 17 日に東京で開催された通常総会に事務局長が出席、その概要を報告しました。

6 月 17 日に農林水産省、外務省、衆参農林水産委員会委員長等への要望活動が実施されます。以下の要望事項が承認されました。

要望事項

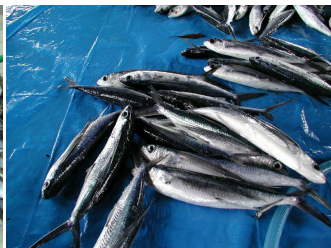
- ① 海区漁業調整委員会制度（維持）について
- ② 沿岸漁業の秩序維持（密漁禁止及び販売禁止）について
- ③ 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等（指定漁業大型化に係わる操業秩序確立等）について
- ④ 外国漁船問題（EEZ の画定、暫定水域の漁業秩序確立）について
- ⑤ 漁業者の安全操業の確保（ミニボートの安全運行確立等）について
- ⑥ 漁業調整事務所の業務の見直しについて

～旬のお魚を食べよう～ 島根県連合海区事務局からお魚 PR

梅雨に入りました。6 月～7 月の旬のお魚は、マアジ、トビウオ、サザエ（7 月解禁）などです。



(マアジ)



(トビウオ)



(サザエ)

アジのたたき、トビウオのつみれ汁、サザエ飯などにして楽しみましょう。

今宵はお魚に決定！！

お問い合わせ：島根県連合海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950